岩手県告示第383号

地方独立行政法人法施行細則(平成17年岩手県規則第 1 号)第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公立大学法人岩手県立大学の資産を特定する。

令和6年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

動産

名 称	所在地	規格	数量	取得予定年月日
小児(幼児)の身体診察シミ	男毛圓濇沢亩鼡ヱ159釆枷59	公立大学法人岩手県立大学に備え	8日	令和6年7月22日
ュレータ MW71 京都科学		ておく仕様書に記載のとおり。		